牧之原市監查基準

牧之原市監査基準(平成29年牧之原市監査委員訓令第2号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 一般基準(第4条—第7条)
- 第3章 実施基準(第8条—第13条)
- 第4章 報告基準 (第14条—第18条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、牧之原市において監査委員が行うこととされている監査、 検査、審査その他の行為の実施及び報告に関して監査委員のよるべき基本事 項を定めることを目的とする。

(監査等の目的)

- 第2条 監査等の目的は、牧之原市の行財政運営について、健全性及び透明性 の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正 確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進 と市政への信頼確保に資することである。
- 2 監査委員は、自ら入手した証拠等に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

(監査等の範囲及び各々の目的)

- 第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における「監査等」とは次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。
 - (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令 に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織 及び運営の合理化に努めているか監査すること。
 - (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
 - (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
 - (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
 - (5) 例月現金出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
 - (6) 基金運用状況審査 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
 - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれ

らの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その 他の行為(監査等を除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、この 基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

第2章 一般基準

(倫理規範)

- 第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準に則って その職務を遂行するものとする。
- 2 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な 注意を払ってその職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用して はならない。その職を退いた後も同様とする。 (専門性)
- 第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めるものとする。
- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理 その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研 さんに努めさせるものとする。

(情報管理)

第6条 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、牧之原市個人情報保護条例(平成17年牧之原市条例第8号)及び牧之原市個人情報保護条例施行規則(平成17年牧之原市規則第11号)に基づき適切に取り扱うものとする。

(質の管理)

- 第7条 監査委員は、この基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとし、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。
- 2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、牧之原市文書事務取扱規程(平成17年牧之原市訓令第3号)の文書保存期間及び保存区分に準じて適切に保存するものとする。

第3章 実施基準

(監査計画)

- 第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、 牧之原市を取り巻く内外の環境、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監 査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとし、当該監査計画に は、監査等の種類、対象、時期、着眼点、実施体制等を定めるものとする。
- 2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した 場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて

適宜監査計画を修正するものとする。

(監査等の実施)

第9条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク (組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。) を考慮して、監査等を実施するものとする。

なお、その場合のリスクについては、内部統制の整備状況等を勘案するものとする。

(監査等の実施手続)

- 第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、 監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。 (監査等の証拠入手)
- 第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入 手するものとする。
- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若し くは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手 続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員の選任、他者情報の利活用及び調整)

- 第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査 させることができる。
- 2 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自らの責任において利用するものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

- 第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査 の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係のある委員会又は委員に 提出するものとする。
- 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添え てその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講 ずる必要があると認める事項については勧告することができる。
- 3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市 長に提出するものとする。
- 4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。
- 5 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解し やすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

- 第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他 監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - (1) この基準に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類

- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の結果
- 2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、 重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他 監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり 監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的 援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿っ て行われていること。
 - (4) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - (5) 例月現金出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検 査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われてい ること。
 - (6) 基金運用状況審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれ らの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確で あること。
- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。 (合議)
- 第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。
 - (1) 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査 に係るものに限る。以下同じ。)の決定

- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。(公表)
- 第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものと する。
 - (1) 監査の結果に関する報告の内容
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容 (措置状況の公表等)
- 第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に 関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該 措置の内容を公表するものとする。
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。